

第 13 号の 2 様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出してください。
 - (1) 法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第 75 条の 2 第 8 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。以下同じです。）において準用する同法第 75 条第 5 項又は同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含みます。以下 (1) において「提出期限の延長の処分」といいます。）又は同条第 2 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定による同法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第 8 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含みます。以下 (1) において「指定等の処分」といいます。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から 22 日以内（通算親法人（同法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいいます。以下同じです。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から 7 日以内）
 - (2) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含みます。） 当該変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する口にレ印を付してください。
- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出してください。
 - (1) 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項の規定による申告書をいう。（3）及び（5）において同じです。）の提出期限の延長を申請する場合（（2）に掲げる場合を除きます。） 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
 - (2) 当該法人（通算法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する通算法人をいいます。以下同じです。）に限ります。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（同条第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係をいいます。以下同じです。）がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により同法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第 2 条第 19 号に規定する欠損金額をいいます。以下同じです。）及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から 2 月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書（法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項若しくは第 5 項の規定による申告書をいいます。（4）及び（6）並びに（5）において同じです。）の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内
 - (3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 3 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（（4）に掲げる場合を除きます。） 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
 - (4) 当該法人（通算法人に限ります。）又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 4 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内
 - (5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 3 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（（6）に掲げる場合を除きます。） 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
 - (6) 当該法人（通算法人に限ります。）又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 4 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 4 月以内に法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内
 - (7) （3）又は（5）に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで
 - (8) （4）又は（6）に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の 1 は、申請の内容に応じていずれか該当する口にレ印を付してください。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「（ ）月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を 1 月間（通算法人にあっては、2 月間）としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（ ）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前（ ）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（ ）月間」内に記入してください。なお、法第 72 条の 25 第 3 項第 1 号又は第 5 項第 1 号に掲げる場合には、（ ）内は「2」から「4」まで（通算法人にあっては、「3」又は「4」）の数字を記載してください。
- 6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の 2 は、4 (1) から (8) までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。
- 7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の 3 は、申請の内容に応じていずれか該当する口にレ印を付してください。
- 8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の 4 は、この申請書に添付したものに依りて該当する口にレ印を付してください。

9 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載してください。

(1) 1 の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいいます。以下同じです。）

(2) 4 の場合 法第72条の25第5項の規定による申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人に限ります。）